

障発 0 4 2 6 第 7 号
平成 2 5 年 4 月 2 6 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の
給付について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について」（平成 10 年 4 月 8 日障第 230 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別添 1 のとおり改正する。
- 2 「災害その他の特別な事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について」（平成 18 年 3 月 31 日障発第 0331006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別添 2 のとおり改正する。
- 3 「心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給について」（平成 18 年 11 月 1 日障発第 1101004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別添 3 のとおり改正する。